

令和4年度

吉野町立小中一貫教育校

〈吉野さくら学園〉

P T A 規約・規定集(案)

[修正版]

(令和3年12月1日現在)



(吉野小学校)

(吉野中学校)

## 目 次

◇吉野さくら学園PTA規約（案）・・・（P.1）～（P.3）

◇PTA組織図（案）（※移行期間含む）・・・（P.4）～（P.5）

◇PTA役員選出規定（案）・・・（P.6）～（P.7）

◇慶弔規定（案）・・・（P.8）

◇吉野中学校体育文化後援会規約（案）・・・（P.9）

# 吉野町立 小中一貫教育校 吉野さくら学園PTA規約（案） [修正版]

## 第1章 総 則

（名称及び所在地）

第1条 この会は、吉野さくら学園PTAと称し、事務局を吉野さくら学園に置き、吉野町立吉野中学校・吉野小学校を統合した会とする。

（目 的）

第2条 この会は、保護者と教職員が相協力して、家庭と学校と社会における本校児童生徒の健全な成長を図ることを目的とする。

（活 動）

第3条 この会は、前条の目的を達成するため次の活動を行う。

- (1) 教育環境の整備を図る。
- (2) 学校教育及び家庭教育の振興を図る。
- (3) 家庭と学校の緊密な連携によって、児童生徒の校外における生活指導の万全を図る。
- (4) 会員の資質の向上を図るために研修活動を行う。
- (5) 児童生徒の教育及び福祉のために活動する他団体及び機関と協力する。
- (6) その他の必要な活動を行う。

（制 約）

第4条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の制約事項を設ける。

- (1) 特定の政党または宗教にかたよることなく、また営利目的の行為は行わない。
- (2) この会またはこの会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
- (3) この会は自主独立の団体であり、他団体機関の支配統制または干渉を受けない。
- (4) 学校の教育方針、人事及び管理事項には干渉しない。

（構 成）

第5条 この会は、次の会員をもって構成する。

- (1) 本校に在籍する児童生徒の保護者。
- (2) 本校に勤務する教職員。
- (3) この会の主旨に賛同し、運営委員会の承認を得た者。

## 第2章 役 員

（役 員）

第6条 この会に、次の役員を置く。

- |                    |                          |
|--------------------|--------------------------|
| (1) 会 長            | 1 名                      |
| (2) 筆頭副会長          | 1 名                      |
| (3) 副 会 長          | 2 名                      |
| (4) 書 記            | 3 名（保護者会員 2 名、教職員会員 1 名） |
| (5) 会 計            | 3 名（保護者会員 2 名、教職員会員 1 名） |
| (6) 会計監査委員         | 4 名（中学校・小学校より各 2 名）      |
| (7) 専門委員長（各専門委員会）  | 3 名（学年委員会より）             |
| (8) 専門副委員長（各専門委員会） | 3 名（学年委員会より）             |
| (9) 顧 問            | 若干名（学校長含む）               |

（役員の仕事）

第7条

- (1) 会長は、この会を代表し総括する。
- (2) 筆頭副会長、副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 書記は、この会の庶務を担当する。
- (4) 会計は、この会の会計事務を処理する。
- (5) 会計監査は、この会の会計事務を監査する。
- (6) 専門委員長は、専門委員会の運営及び総括を行う。
- (7) 専門副委員長は、専門委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(役員を選出及び任期)

#### 第 8 条

- (1) この会の役員は、別に定める役員選出規定により年度末に各学年から選出された役員候補の中から選考し、新旧運営委員会で選出する。
- (2) (1) 項の選考方法で足りない役員は、会長が委嘱する。
- (3) 本部役員の任期は、2 年とし、毎年年度初めに改選する。尚、再選は妨げない。
- (4) 役員は、すべて総会の承認を受けなければならない。

(顧問の設置)

第 9 条 この会には、顧問を置くことができる。顧問は運営委員会において推挙し本会の諮問に応じ助言する。尚、本校長を顧問に推挙するものとする。

### 第 3 章 組織及び機関

(専門委員会)

第 10 条 この会に、次の専門委員会を置く。

- (1) 広報文化委員会。
- (2) 保健体育委員会。
- (3) 生活環境委員会。

(委員会)

第 11 条 この会に、次の委員会を置く。

- (1) 地区委員会。(上市・吉野山・水分・六田・竜門・中竜門・中荘・国栖の 8 地区。)
- (2) 学年委員会。(各学年委員長及び各学年副委員長。)

(体育文化後援会)

第 12 条 この会に、体育文化後援会(中学校)を設置し、その規約は別に定める。

(専門委員会の構成及び活動事項)

#### 第 13 条

- (1) 各専門委員会は、各学年から選出された学年委員長、副委員長及び教職員代表で構成する。各専門委員会は、委員長の招集によって行う。
- (2) 広報文化委員会は、広報誌「さくら」の編集・発行を通して学校・家庭を結び各種 P T A 活動の広報を行う。また、学校・PTA・地域が相互の親睦と連携を深めることを目的とした活動に取り組む。
- (3) 保健体育委員会は、学校給食や校内の衛生管理について意見を述べたり、改善策を講じたりするなど児童生徒の健康維持、増進に寄与する活動を行う。また、体育活動及び会員相互の教育活動を推進することを目的とした活動に取り組む。
- (4) 生活環境委員会は、校内外における児童生徒の生活指導を行うとともに、通学及び日常の安全を確保するための活動を行う。また、児童生徒のための教育・備品購入及び学校の環境向上に努めることを目的とした活動に取り組む。

(委員会の構成及び活動事項)

#### 第 14 条

- (1) 地区委員会は、各地区から選任された地区委員 1 名及び地区担当教職員で構成し、地域における会員相互の連絡と親睦を図るとともに、学校と連携し児童生徒の生活指導及び安全対策に協力する。また、校外における活動や地域イベント事業などの巡視を行う。
- (2) 学年委員会は、各学年 2 名の委員で構成し、学年(学級)担任と連携し学年(学級)の活動に協力する。各学年に学年委員長及び副委員長を 1 名ずつ選任する。尚、2 年生(中学校)、5 年生(小学校)の学年委員は、P T A 会計及び体育文化後援会計(中学校)の会計監査を兼任する。
- (3) 各委員会は、会長が総括し、全体会議が必要なときは会長が招集する。

(機 関)

第 15 条 この会に、次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会

(総会の構成)

第 16 条

- (1) 総会は、本会最高議決機関で、会員をもって構成し、定例総会は、毎年年度初めに会長が招集する。
- (2) 臨時総会は、運営委員会が必要と認めるとき、または会員の 3 分の 1 以上から要求があったときは招集しなければならない。
- (3) 総会の議決は、出席会員の過半数で決定する。

(総会の議決事項)

第 17 条

- (1) 総会は、前年度の事業・会計報告の承認、新役員・事業計画・予算の審議及び承認、規約の改正及びその他、特に重要な事項の審議を行う。
- (2) 非常事態等、会員が一同に参集できない場合は、書面による審議の上、書面表決にて決議する。

(運営委員会の構成)

第 18 条 運営委員会は、会長、筆頭副会長、副会長、会計、書記、会計監査委員、専門委員長、専門副委員長、各学年委員長、各地区委員及び体育文化後援会役員（中学校）をもって構成する。

(運営委員会の議決事項)

第 19 条 運営委員会は、この会の基本的な事業計画、企画運営、役員の選出及びその他必要な事項の審議を行うとともに、総会に提出する議案及び報告書の作成を行う。また、慶弔規定や内規事項及び総会を招集するいとまのない緊急な事項の審議を行う。

#### 第 4 章 会 計

(会計年度)

第 20 条 この会の会計は、毎年 4 月 1 日から始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(予 算)

第 21 条 この会の予算は、会費、寄付金及びその他の収入をもって編成する。

(決 算)

第 22 条 この会の決算は、会計監査委員による正確であるとの証明を添付して総会に定出し、その承認を受けなければならない。

(会 費)

第 23 条 この会の会費は、次に該当する額とする。

- (1) 教職員及び保護者会員の会費は児童生徒 1 人当たり、月 400 円とする。
- (2) 児童生徒 3 人以上の保護者会員については、3 人目からは、月 200 円とする。

#### 第 5 章 雑 則

(規約の改正)

第 24 条 この規約は、総会で出席会員の 3 分の 2 以上の賛成を得なければ改正することができない。

(役員選出規定)

第 25 条 本会は、役員選出規定を別に定める。

(慶弔・その他の規定等)

第 26 条 本会は、弔慰その他必要事項に応じて、運営委員会において内規を定める。

#### 附 則

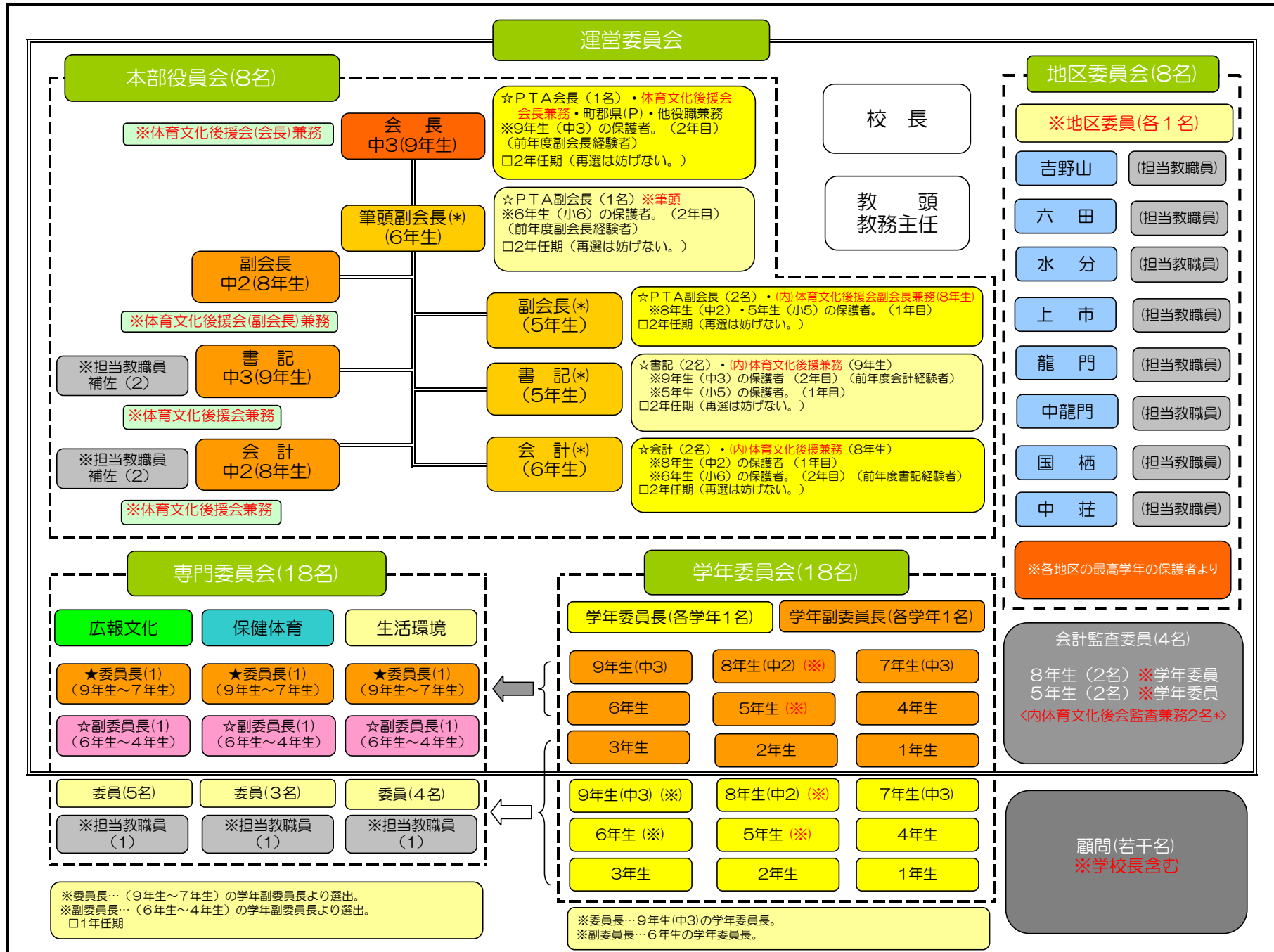
(施行期日)

(1) この規約は、令和 4 年●月●日から施行する。

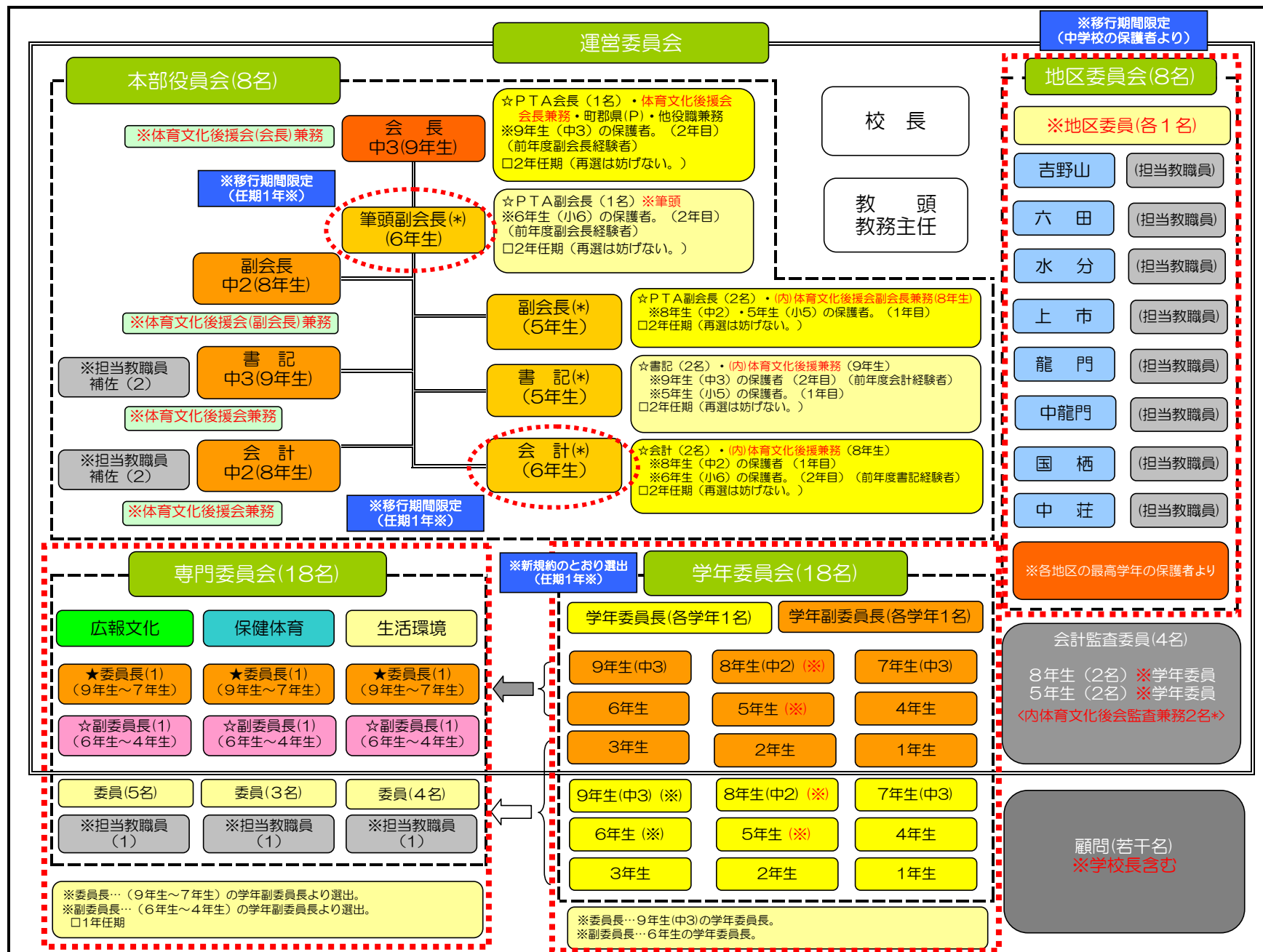
(経過措置)

(2) 本規約(案)の取り扱いは、以下のとおりとする。規約(案)は、令和 4 年●月●日に開催される PTA 総会の承認後に取り扱うものとするが、第 6 条の各事項に関わる規約の一部及び第 8 条の各事項に関わる規約の一部。並びに第 13 条の各事項に関わる規約の一部については、なお従前の規約(前中学校)により取り扱うものとする。

吉野さくら学園（新吉野小学校・吉野中学校）PTA組織図～概要版～



吉野さくら学園（新吉野小学校・吉野中学校）PTA組織図 ～概要版[移行期間用]～



※移行期間中の活動は、次年度に向けた試行的な活動とする。  
(移行期の専門委員長は、中学校の(現)副委員長が担当する。)  
(移行期の専門副委員長は、各委員会の中から選出する。)

## 吉野町立 小中一貫教育校 吉野さくら学園PTA役員選出規定（案）

### （総則）

第1条 吉野さくら学園PTA役員の選出は、この規定の定めるところによる。

### （本部役員会）

第2条 本部役員会の会長、筆頭副会長、副会長、書記、会計は、次により選出する。

- (1) 会長は、9年生(中3)の保護者会員より1名を選出。（尚、前年度の副会長経験者。）
- (2) 筆頭副会長は、6年生(小6)の保護者会員より1名を選出。（尚、前年度の副会長経験者。）
- (3) 副会長は、5年生(小5)の保護者会員より1名及び、8年生(中2)の保護者会員より1名を選出。
- (4) 書記は、5年生(小5)の保護者会員より1名及び、9年生(中3)の保護者会員より1名を選出。（尚、前年度の会計経験者とする。）また、教職員会員より1名を選出。
- (5) 会計は、6年生(小6)の保護者会員より1名（尚、前年度の書記経験者。）及び、8年生(中2)の保護者会員より1名を選出。また、教職員会員より1名を選出。

### （学年委員会）

第3条 学年委員会の委員、副委員長、委員長は、次により選出する。

- (1) 委員会は、1年生(小1)から9年生(中3)の各学年委員長及び各学年副委員長の計18名とする。
- (2) 委員会には、委員長1名を置き、9年生(中3)の学年委員長がこれにあたる。
- (3) 委員会には、副委員長1名を置き、6年生(小6)の学年委員長がこれにあたる。

### （専門委員会）

第4条 専門委員会の委員、副委員長、委員長は学年委員会より、次により選出する。

- (1) 広報文化委員会の委員は、計7名で構成する。
  - ・委員長は、7年生(中1)・8年生(中2)・9年生(中3)の学年副委員長より1名を選出。
  - ・副委員長は、4年生(小4)・5年生(小5)・6年生(小6)の学年副委員長より1名を選出。
  - ・教職員会員より担当教職員1名を置く。
- (2) 保健体育委員会の委員は、計5名で構成する。
  - ・委員長は、7年生(中1)・8年生(中2)・9年生(中3)の学年副委員長より1名を選出。
  - ・副委員長は、4年生(小4)・5年生(小5)・6年生(小6)の学年副委員長より1名を選出。
  - ・教職員会員より担当教職員1名を置く。
- (3) 生活環境委員会の委員は、計6名で構成する。
  - ・委員長は、7年生(中1)・8年生(中2)・9年生(中3)の学年副委員長より1名を選出。
  - ・副委員長は、4年生(小4)・5年生(小5)・6年生(小6)の学年副委員長より1名を選出。
  - ・教職員会員より担当教職員1名を置く。

### （地区委員会）

第5条 地区委員会の委員は、次により選出する。

- (1) 委員は、地区（上市、吉野山、水分、六田、竜門、中竜門、中荘、国栖）に所属する保護者会員より各1名を選出し、計8名とする。
- (2) 委員は、最高学年にあたる保護者会員とする。ただし、やむを得ない地区の事情等がある場合にはこの限りではない。（また、教職員会より各地区担当教職員1名を置く。）



**(会計監査委員)**

第6条 会計監査委員は、次により選出する。

- (1) 会計監査委員は、8年生(中2)の学級委員長及び学級副委員長の2名を選出。
- (2) 会計監査委員は、5年生(小5)の学級委員長及び学級副委員長の2名を選出。

**(顧問)**

第7条 顧問は、次により推薦する。

- (1) 顧問は、若干名を置くことができる。尚、学校長は常に顧問となることができる。
- (2) 顧問は、運営委員会の推挙により総会の承認を得て会長が委嘱する。

## 吉野町立 小中一貫教育校 吉野さくら学園PTA慶弔規定（案）

### （目 的）

第1条 この慶弔規定は、会員、児童生徒及び学校関係者で吉凶災害が生じた場合、慶弔・救援の基準を定めるものである。

### （適 用）

第2条 この規定は、吉野さくら学園のPTA会員、児童生徒及び学校関係者に適用する。

### （死 亡）

第3条 PTA会員・児童生徒が死去した場合は、供花・弔慰金 10,000 円を送り、代表者が会葬する。また、学校関係者（教職員の家族を含む）が死去した場合は、その都度協議する。

### （疾 病）

第4条 児童生徒にかかる下の各号に該当する疾病（含負傷）の場合は、代表者が見舞うとともに見舞金を送る。

- (1) 1ヶ月以上の入院の場合 見舞金 5,000 円
- (2) その他長期、特別の場合 その都度協議する。

### （災 害）

第5条 本規定適用者の家庭に災害のあった場合は、その都度協議し、見舞金を送る。

### （返 礼）

第6条 慶弔・災害何れについても返礼を受けない。

### （経 費）

第7条 この規定の適用に要する費用は、PTA 本会計による。

### （改 正）

第8条 規定の変更は、運営委員会の3分の2以上の承認を必要とする。

### 附 則

- (1) この規約は、令和4年4月1日から施行する。

## 吉野町立小中一貫教育校「吉野さくら学園」吉野中学校体育文化後援会規約（案）

### （名 称）

第1条 本会は、吉野町立小中一貫校「吉野さくら学園」吉野中学校体育文化後援会（略称 吉野中学校体育文化後援会）と称し、事務局を同校に置く。

### （目 的）

第2条 本会は、吉野中学校の教育方針並びに教育計画に沿い、生徒の健全なる精神を養い、あわせて体育文化の向上のため後援することを目的とする。

### （会 員）

第3条 本会は、PTA会員及び一般賛助をもって組織する。

### （役 員）

第4条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名（PTA 会長が兼務する。）
- (2) 副会長 1 名（PTA 副会長 2 名の内 1 名が兼務する。）
- (3) 会 計 2 名（保護者会員 1 名、教職員会員 1 名。）
- (4) 書 記 2 名（保護者会員 1 名、教職員会員 1 名。）

### （会計監査委員）

第5条 本会の会計一切を監査するために、2名の会計監査委員を置く。（保護者会員。）

### （役員承認）

第6条 本会の役員及び会計監査委員は、PTA規約第8条に準じて総会の承認を受ける。

### （顧 問）

第7条 本会に、顧問（若干名）を置くことができる。

### （役員職務）

第8条 本会の役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を統轄する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は、会計事務を行う。
- (4) 書記は、本会の庶務を行う。
- (5) 本会の役員並びに会計監査委員は、PTA運営委員会に出席する。

### （役員任期）

第9条 役員並びに会計監査は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

### （機 関）

第10条 本会の会議は、PTA規約に準じて行う。

### （会 費）

第11条 本会の経費は、会費および寄付金をもってこれに充てる。

第12条 本会の会費は、（月額）1口80円とする。

### （会計年度）

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### （規約の改正）

第14条 本規約は、総会で出席会員の3分の2以上の賛成を得なければ改正できない。

- 附 則
- (1) この規約は、平成17年4月1日から施行する。
  - (2) この規約は、令和2年5月1日から施行する。
  - (3) この規約は、令和4年4月1日から施行する。